令和５年度広島市中小企業融資制度

環境保全資金（特別融資）

広島市では、事業活動により生じる公害の防止施設等の設置に加え、広く環境保全対策に取り組もうとする市内中小企業者等の皆様を支援するため、「環境保全資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご利用いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの （1）次のいずれかの事業を行うもの ア　事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設、若しくは、その改善又は転業に要する施設を設置しようとするもの イ　電気自動車等の低公害車を購入しようとするもの ウ　フロン類の回収再利用型設備及び代替設備、地球温暖化防止のための新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設、省資源・省エネのための設備などを設置しようとするもの エ　環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001、エコアクション21、ＫＥＳ、エコステージ、グリーン経営認証）の導入 オ　事業に供する建築物に吹付けられた石綿（アスベスト）の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講じようとするもの （2）ＩＳＯ14001、エコアクション21、ＫＥＳ、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの （3）広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく次の計画書を提出しているもの（任意提出者を含む）。ただし、複数の項目に該当する場合は、全ての計画書を提出しているものに限る。 ア　事業活動環境計画書 イ　自動車環境計画書 ウ　建築物環境計画書（環境性能のレベルが３以上のものに限る） エ　緑化計画書
資金使途及び融資限度額	運転資金・設備資金　８，０００万円以内
融資期間	１０年以内（うち据置１年以内）
融資利率	年１．２％以下
信用保証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 １　「環境保全資金承認申請書」２部 ２　法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 組合：定款 ３　最近の１期分の決算書又は確定申告書の写し ４　許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ５　資金使途がわかるもの（施設等の資料、見積書、仕様書、契約書） ６　「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。